

小樽市人口対策会議設置要綱

(設置)

第1条 人口対策は本市における最重要課題であることから、各界の意見を聞くとともに必要な対策を検討することを目的に、「小樽市人口対策会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 会議の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市における人口減少の要因に関する事項
- (2) 今後の人口対策に関する事項
- (3) その他人口対策に関し必要な事項

(委員)

第3条 会議は、市長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日が含まれる小樽市総合戦略の計画期間の末日までとする。
- 3 委員は再任されることができる。

(組織)

第4条 市長は、委員の中から、会議の座長を指名する。

- 2 座長は、会議を主宰し、会務を総理する。

(運営)

第5条 会議は、座長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 3 会議には、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 会議の庶務を行うため、総務部企画政策室に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年11月10日から施行する。

(初会議の招集)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。